

# 2024年度 市職員の人事異動 (課長級以上)

☎ 職員課 Tel.0299-90-1127

異動者 4月1日付

## 【部長級】

会計管理者 風間 治  
福祉部 部長 日高 篤生  
健康増進部 部長 海老原 洋之  
生活環境部 部長 野口 義幸  
教育委員会 教育部長 新井 崇人

## 【次長級】

政策監 兼企画部政策企画課課長 相原 康秀  
福祉部 福祉事務所長 浅野 明海  
都市整備部 次長 岩井 修二  
企画部 参事兼市民協働課課長 猿田 清美

## 【課長級】

市長公室 広報戦略課課長 池田 修治  
総務部 付(鹿島地方事務組合派遣) 野口 浩  
総務部 行政経営課課長 木之内 勝弘  
総務部 課税課課長 野口 忠典  
総務部 納税課課長 笹本 厚史  
企画部 契約管財課課長 越川 勝由  
波崎総合支所 市民生活課課長 永井 美佐夫  
福祉部 福祉事務所社会福祉課課長 平野 祐司  
福祉部 福祉事務所障がい福祉課課長 高安 裕子  
福祉部 福祉事務所子ども政策課課長 吉川 幸子  
福祉部 福祉事務所子ども家庭課課長 大竹 博子  
福祉部 福祉事務所長寿介護課課長 猿田 幸助  
福祉部 神栖市はさき保健・交流センター館長  
出沼 悦子

健康増進部 健康増進課課長 野口 和美  
健康増進部 保健予防課課長 野口 正美  
健康増進部 国保年金課課長 野口 美奈子  
都市整備部 都市計画課課長 伊藤 博志  
都市整備部 開発審査課課長 高橋 健太郎  
都市整備部 道路整備課課長 兼特定道路対策室室長  
保立 憲正  
都市整備部 施設管理課課長 田邊 明  
都市整備部 下水道課課長 阿尾 和之  
産業経済部 企業港湾商工課課長 山田 正芳  
教育委員会 教育総務課課長 野中 庸治  
農業委員会事務局 局長 岡野 康宏  
福祉部 福祉事務所長寿介護課副参事 兼課長補佐  
(介護保険グループ担当) 宮沢 公司  
産業経済部 農林課副参事 兼課長補佐(農林グループ  
担当) 関 和哉  
教育委員会 文化スポーツ課副参事 兼課長補佐(文  
化生涯学習グループ担当) 兼主任社会教育主事  
加納 大輔  
神栖市中央公民館副参事 兼副館長 野口 かおる  
神栖市矢田部公民館副参事 (併)生活環境部市民課  
付(副参事級)神栖市矢田部出張所駐在 平山 勝博

# 歯周病検診費用助成が始まります



☎ 健康増進課 Tel.0299-90-1331  
はさき保健・交流センター Tel.0479-21-5132

歯周病は、口の中の細菌(歯周病菌)によって歯ぐきが炎症を起こし、歯を支えているあごの骨が溶けて歯が抜けてしまう病気です。歯周病は、よく聞く病気の一つだと思われるかもしれませんが、進行すると歯を失う原因NO.1といわれる、実は怖い病気です。

また歯周病は、肺炎・心臓病・糖尿病・脳卒中・認知症・動脈硬化・早産や低体重児出産などのリスクを高めるため、予防することが大切です。

歯周病で最も効果的な予防法は、定期的な歯科検診です。この機会に、歯周病検診を受診し、早めに予防・治療することで健康な歯を維持しましょう！

**対象** = 2024年度中に20・30・40・50・60・70歳になる方  
(対象の方には歯周病検診受診券を郵送します。詳しくは同封のチラシをご覧ください)  
**検診期間** = 2025年2月28日まで  
**費用** = 500円(70歳の方は無料)  
**受診方法** = 事前に協力歯科医療機関へ電話予約の上、受診してください



# 入院時の食事代が変わります

☎ 国民健康保険に加入の方 国保年金課 国保グループ Tel.0299-90-1142  
後期高齢者医療保険に加入の方 国保年金課 医療福祉グループ Tel.0299-90-1143

6月1日から、入院時の食事代と療養病床に入院する場合の費用が次のとおり変わります。

## 入院時の食事代の自己負担額

所得区分	食事代(1食当たり)	
現役並み所得者・一般	460円 → <b>490円</b>	
指定難病患者(現役並み所得者・一般)	260円 → <b>280円</b>	
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円 → <b>230円</b>
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円 → <b>180円</b>
低所得者Ⅰ	100円 → <b>110円</b>	

## 療養病床入院時の食事代・居住費の自己負担額

所得区分	食事代(1食当たり)	居住費(1日当たり)
現役並み所得者・一般	460円 → <b>490円</b> ※	370円(変更なし)
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ	210円 → <b>230円</b>	
低所得者Ⅰ	130円 → <b>140円</b>	0円(変更なし)
老齢年金福祉年金受給者(低所得者Ⅰ)	100円 → <b>110円</b>	

※一部医療機関では450円の場合もあります(施設基準などによるもの)

